

博士 学位 論文

内容の要旨
および
審査結果の要旨

第 6 号

2008年度

大阪 経済 大学

本号は学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条の規程による公表を目的として、平成21年3月21日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第4条第1項（いわゆる課程博士）によるものである。

大阪経済大学

目 次

学位記番号	学位の種類	フ リ ガ ナ 氏 名	論 文 題 目	頁
甲 第 6 号	博士（経済学）	谷 力	社会保障の基礎理論と中国社会保障の分析	1

氏名・(本籍)	谷 力 (中国)
学位の種類	博士 (経済学)
報告番号	甲 第6号
学位授与年月日	2009年3月21日
学位授与の要件	学位規則 (昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第1項該当
学位論文題目	社会保障の基礎理論と中国社会保障の分析
審査委員	主査: 櫻井 幸男教授 副査: 山本 恒人教授 副査: 森 詩准教授

論文内容の要旨

本報告は、谷力氏博士論文『社会保障の基礎理論と中国社会保障の分析』の評価である。

【論文の概要】

社会保障は、社会保険と公的扶助の両制度の有機的な結合（前者を中心として後者を補助手段としての結合）によって国民の生活保障を行うものである。本論文の狙いとして3点が指摘されている。第1は、社会保障の分析を行い、それらの制度の各々がどのような契機で形成され、異質の2つの制度がどのように有機的に結合したのかという視点から、社会保障の本質と制度の原理を明らかにすることである。このために、第1章と第2章で資本主義の発展の視点から社会保障の成立史を考察している。第3章と第4章で、社会保障の原則や原理を取り上げている。第2は、新中国の社会保障の発展を上で見た社会保障の本質や制度から分析し、いつの時点で中国の社会保障制度が成立し、その特徴がどこにあるのか、そして現在、中国社会保障がどの段階に到達しているのかを明らかにすることである。第3は、現在、社会保障が抱える重要な諸問題に対する分析を行い、それを通じて今後の社会保障の研究課題を提示することである。

これらの狙いを達成する上で、次のような方法が採用されている。(1) 社会保障の構成部分である2つの契機である公的扶助と社会保険の両制度をそれぞれの成立史からそれらの本質の分析をする。次に、その両者の有機的な結びつきは、「ベヴァリジ報告」を検討素材にして、そこから社会保障の原理・原則を明らかにする。その理由は、「ベヴァリジ報告」が社会保障の原則・原則を体系的論理として最初に表明したからである。(2) 両制度の歴史的分析から導かれた諸原理・原則を基準にして

現代中国の社会保障の成立と発展と中国固有の特質や、社会保障が現在抱える主要な諸問題が分析されている。

本論文は、7章から構成されている。社会保障は、国民に対する最低生活保障であるから、その機能は、貧困に陥らないようにする防貧機能と貧困に陥った貧困者に対する救貧機能から成り立っている。

第1章では、救貧機能である公的扶助の形成史から公的扶助の救貧機能の本質が分析されるが、論理展開の手順として公的扶助の救貧機能の歴史的考察を展開する前に、まず貧困の概念を明らかにし、公的扶助の対象の基準=貧困線を考察する。次に、歴史的に貧困者の救済機能がどのように形成され、機能してきたのかを見るために、主にイギリスが貧困者にどのように対処してきたのかが紹介されている。資本主義が発展するにつれて、貧困者が多様な形態で大量に生まれてきた。初期では、例えば、「囲い込み」に端的に現れているように、土地から追われた農民は土地という生産手段を失い、都市に流入したが職に就けず貧困層となった。政府は、基本的に労働能力をもつのかどうかを基準にして貧困層を2つに分け、持たない者に対しては、租税から生活を支援する救済機能を持つ公的扶助を行った。このような考えは『救貧法』で具体化されている。これは、1948年の国民扶助法の成立まで続いた。

第2章は、防貧機能をもつ社会保険の形成を中心に取り上げられている。資本主義の確立期・発展期、特に19世紀末に、低賃金、失業、そして大家族などが原因で大量の者が貧困に陥った。これらは、個人的な理由からの貧困ではなく、主に資本主義のメカニズムから生まれた貧困で、労働能力を持ち、労働意欲を持つ労働者も失業で貧困に陥った。この貧困に対しては、確立期から労働者の中で自助努力に基づき自主的に形成されていた防貧の機能を持つ共済制度（保険）が広く存在していた。1880年代になるとドイツでは、それを国家が利用し、社会保険として国民に強制的に実施した防貧制度が最初に作られた。第2章では、1942年の「ベヴァリジ報告」までに、この社会保険がドイツに続いてイギリスや他の主要資本主義国でどのように普及して行ったか、そしてILOが各国の普及に大きく貢献をしたことを明らかにしている。

第3章では、国民の最低生活は、強制的な社会保険を主要手段に公的扶助を補助手段とする方法で、国民に最低生活を保障する「ベヴァリジ報告」の内容とその影響を見ている。第1に、各国－中国も含めて一の社会保障制度確立の手引きとなり、社会保障の原型とみなされている点が要約される。それらは、調査に基づくことを基本に置き、3つの指導原則や社会保険の6つの原則であり、その制度が成立する上での前提条件である。第2には、ベヴァリジの社会保険の特質である。その1つは、社会保険が3者負担の資金によって運営されている点である。これは、雇用者が均一拠出を義務（自助努力）とし、均一給付を権利とする資本主義的な双務関係をもつ保険を利用し、そこに雇用主や国家の負担で社会的扶養の側面を持つ制度を意味している。そして2つ目は、ベヴァリジが提案する社会保障制度に、どうしても対応できない者（拠出が出来ない貧困者）に対しては公的扶助を使用して、最低生活を保障する制度であると規定されている。

第4章では、社会保険の特徴を明瞭にするために、一般保険との比較を行い、両者の理論的および制度上の相違やそれぞれの独自性を指摘している。

第5章では、公的扶助と社会福祉が具体的に分析されている。最低生活水準を下回る生活をしている人々に対して公的扶助が給付される。給付にあたり、ナショナル・ミニマム＝最低生活水準が問題となり、どの水準が適切であるかの諸理論が紹介されている。

第6章では、以上で述べたベヴァリジの社会保障を原型とする社会保障の原理・原則を基準にしながら中国の社会保障が理論的・歴史的に検討される。第1節では、中国の社会保障の成立に関する諸議論が理論的に整理されている。通説では、新中国の建国とともに1950年に創設され、現在まで制度の変更があり改革もされているが、社会保障制度が一貫して存在しているとする。しかし、谷氏の立場は、改革開放以降に社会保障が形成され始めたとする立場である。第2節では、改革開放以前に社会保障が存在する証とされる「労働保険」を取り上げ、それが社会保険であるのかどうかを検討し、それは、谷氏が上で指摘した社会保険ではないことを明らかにしている。第3節では、改革開放以降の社会保障を取り上げる。これが、資本主義の社会保障の成立と同様の論理・質を持つこと、それが社会保障と呼ばれるのにふさわしいこと、そしてその中に中国の社会保障の独自性－企業改革、財政改革、市場、特に労働市場の形成のために社会保障改革が行われる独自性－が指摘されている。社会保障制度の具体的展開としての失業保険制度、高齢者年金制度そして生活保護制度（公的扶助）の成立を紹介し、その成立は、資本主義の社会保障制度の2本柱である社会保険と公的扶助が中国で確立したことを意味し、つまり1999年に資本主義と同次元の社会保障制度が確立したことが表明されている。

それ以降から現在までは、社会保障制度の発展の第2段階である。第2段階の特徴の1つは、社会保障制度が『条例』ではなく、法律に基づいて運営される方向に進んでいること、2つ目は、企業改革の一環ではなく格差社会の是正としての役割を持つ政策として位置づけられていることである。このように中国の社会保障制度が徐々に資本主義の社会保障の内容と制度の両方を備えつつあるが、同時に多くの問題点も抱えていることを最後に今後の中国の社会保障の課題と方向性として提示している。

第7章では、社会保障のさらに深められるべき論点を3つ取り上げられる。第1は、「自助努力と社会保障」である。第2は「社会保障と所得再分配」で、最後は「少子・高齢化社会と世代間扶養」である。第1の論点として自助努力と社会保障の関係が改めて述べられている。資本主義の社会保障の基盤として自助努力が存在するが、現在その検討は新しい課題となっている。例えば、日本で財政危機の下で福祉や社会保障の再編成が呼ばれているとき、「自立と連帶」や受益者負担論が強調されている。中国の社会保障の推進を考える上でも、また国家、企業そして個人が、社会保障の負担をどのように負担するかを考える上でも自助努力論は、避けて通ることは出来ない。両国にとって「自助努力」や「自立」の検討が緊急課題であるとされている。第2の論点は、基本的に所得再配分機能を持つ社会保障制度についての評価が述べられている。所得再分配の方法は、所得のある時期とない時期

との間での水平的・時間的所得再分配と利潤から賃金への再分配を意味する垂直的・構造的再分配とがある。後者の機能は、格差の是正の有力な手段であり、貧富の格差拡大が言われている一日本と中国の両国一現状を踏まえると、とりわけ重要な検討対象である。第3は少子・高齢化社会における最大の課題として、年金制度とそれと関連する諸問題を取り上げている。日本の年金制度は、周知のように世代間対立という形態で問題が捉えられている。世代対立ではなく社会保障の原則を踏まえて高齢化社会が抱える諸難問からの抜け道を探り、解決の途を探ることが今後の研究課題であるとしている。

審査概要および審査結果

I 審査概要

博士論文の評価は3つの視点からなされる必要がある。第1は、論理的に展開され、資料の取り扱いが適切かどうかである。第2は、先行研究が十分に踏まえられ、適切な課題設定が行われているのかどうかである。第3は、論文に独創性・独自性があるかどうかである。

(1) 博士論文の論理性について

谷力氏の博士論文全体の論理展開は、基礎理論からその具体化・現状分析という体系的な筋道を取っている。具体的に述べると、前半部分で社会保障の基礎理論を展開し（第1章から第5章）、次にそれを基準にして中国の社会保障の特質を析出し、現在の中国の社会保障の段階を明瞭にする（第6章）ことを試みている。第7章では、第6章と同様に前半部分で展開した自説の基礎理論を基準にして現代の日本が抱え、検討されるべき社会保障の3つの中心論点（自助努力概念の再検討、社会保障の所得再分配機能、少子・高齢化社会と年金制度）を整理し、どのように諸論点に対処すべきかを展開している。論文が社会保障の基礎理論の確立、そしてそれに基づく具体的な諸論点の解明と言う道筋で論理が展開され、非常に論理的である。また、前半部分である基礎理論の展開方法のみを取り上げても、論文の構成は、説得的で論理的に展開されている。その展開方法は、社会保障が社会保険と公的扶助の有機的に結びついた生活保障であるとしたうえで、それらを歴史的な視角から制度形成の過程を先行研究の分析から行なわれている。第1章でイギリス救貧法に始まる公的扶助の形成史を、第2章でドイツ社会保険の形成史を取り上げ、社会保障に対する第2次世界大戦前のILOの貢献を明らかにしている。第3章で上の2つの社会保障形成の流れを有機的に融合させ、所得保障の体系的な論理として認められているイギリスのベヴァリジの学説を詳細に分析し、自説の社会保障論の基礎理論として展開している。第4と第5章では、ベヴァリジの検討から導いた自説をより深める観点で、社会保障を構成する鍵概念である社会保険、生存権、社会福祉などを検討し、自説の社会保障の従来からの議論を批判的に検討することで基礎理論に深みを与えていている。このように、前半部分である基礎理論においても論理的に社会保障の基礎理論が展開されている。以上から明らかなように、論文における論理性は十分に確保されている。

(2) 先行研究の評価を適切に踏まえているのか

本論文は、20万字に及ぶ力作である。使用された参考文献は欧米、中国、そして日本の社会保障・社会政策文献を300冊以上を使用するに及んでいる。博士論文の評価基準の1つである関連資料や先行資料に十分に目配りされているかどうか、と言う点は、比較的最新の文献が少ないと言う難点を持つが、全体として適切に行なわれたと評価するができる。

先行研究の取り扱いに対する評価は、3つに大きく分けて行うのが適切であると考える。第1は、第1章から第5章で、ベヴァリジによって体系化された社会保障理論とそれを巡る重要論点を取り上げている。これは、ベヴァリジ理論が、社会保障・福祉国家を考察するうえで、必要不可欠な基礎理論であり、社会保障理論において体系化された巨人であることからして、当然のことである。谷氏の所説がベヴァリジ理論を批判的に受け継ぐうえで、貧困の概念や貧困の測定、イギリス救貧法から始まる救貧の歴史を取り上げているのも基礎理論の形成としては、説得的方法である。第4章と第5章で、基礎理論でさらに深められるべき論点として社会保険の原理・原則や独自性、ナショナル・ミニマム、福祉サービスなど諸論点が取り上げられている。これらは、社会保障を基礎付けるうえで、また現代の重要論点を検討するうえで深められるべき重要な問題で、適切なものであるが、そこで取り上げられている文献は十分な量であるが、比較的古い文献が多数である点で不満が残る。第2は、中国の社会保障論の先行研究では、日中両国の資料が使用され、代表的な論者の諸説や政府の『条例』を取り上げ、自説を展開している点は適切である。だが、そこにおける失業、年金、生活保障制度の具体的な実態調査や具体的な事例に基づく展開過程に関する資料の取り扱いは、まだ不十分である。第3に、第7章で取り上げられる現代の社会保障の3論点は、日本の社会保障で焦眉の課題で、適切な検討対象である。というのは、1980年代から始まった新自由主義（日本では「第2臨調答申」以降）は、社会保障制度に大きな影響を与えた。それは、自助努力という概念に新たな装いを与え、社会保障改革の鍵概念となっている点を考えると、自助努力の現代的な位置づけの検討が必要となっている。社会保障が持つ所得再配分機能は、貧富の格差拡大が現在進行し、それを是正するのに所得再配分機能を十分に發揮される必要がある。また、少子・高齢化社会で年金制度改革が現在緊急課題であることは周知のことである。以上から、それらの諸論点は社会保障制度の改革を行ううえで避けて通れない。従って、最終章で今後の課題を提示するときに、これらの諸論点を重要なものとして取り扱ったのは適正である。しかしその課題に対する谷氏の解決の次元は、まだ初歩的な段階に留まり、さらに掘り下げた分析が必要である。

(3) 論文の独創性・独自性について

博士論文の評価基準の1つとして独創性・独自性があるかどうかに置かれている。谷氏のこの点での主要な貢献の点は2点ある。

第1は、中国の社会保障の成立・発展に関する説の独創性である。中国におけるその点に対する通説は、社会保障が1950年の「労働保険」制定の成立を出発点に置き、1978年の改革開放以降質的ともいえる大きな変貌—多くの論者は質的転換であると指摘する—を体験しているにもかかわらず、現在まで社会保障としては連続的なもので、一括して取り扱われるものとして把握し、社会保障の発展を展開している。それに対して、谷氏の独自性は、社会保障の出発点を改革開放以降として位置づけている点である。通説が社会保障成立の出発点を位置づける根拠とされている「労働保険」が通常

の保険－第3章や第4章で展開した保険－としての性質や機能を果たしていない点を谷氏が詳細に分析し、社会保障制度がまだ成立していないことを説得的に展開している点である。

その点の論証は次のように行われている。社会保障における社会保険は、社会保険の4つの重要な構成部分（危険率の把握、収支相等の原則、均一制の原則、所得再配分機能）を備えている必要があると指摘し、それらを基準にすると、「労働保険」では、国家が保険料の拠出を行い、被保険者が拠出資金を負担しない。これでは、社会保険において最も重要な成立の必要条件である均一制の原則が採用されておらず、その他の3つの条件も「労働保険」では十分に成立していない。そこで谷氏の所説の独自性は改革開放導入以降導入された市場経済に成立、発達してきたと指摘している点である。

第2の谷氏の所説の独自性は、改革開放以降に成立した社会保障がいつ成立し、どのように発展し、現在どの段階に位置づけられるべきであるのか、という社会保障を展開するうえで基本的な論点が明快に展開されている点である。中国の通説は、時系列な展開に基づく社会保障制度の成立・構成の変遷解説に終始することが圧倒的に多い点からすると、谷氏の所説はこのような通説と異なる展開であるのみならず、中国社会保障制度の発展を整理して、明快に1つの発展視角を提示している。このような独自性を生んだ大きな要因は、谷氏の所説がベヴァリジへの社会保険を基底－理論的基準－に、さらに社会保障が先進国との社会保障の進展を踏まえて、自説を明瞭に展開しているからである。第1章から第5章までの社会保障理論の基準に従うと、中国社会保障の発展は次のように提示されている。第1段階は社会保障制度の確立で、改革開放による企業改革に端を発した雇用関係の変更、年金制度の改革の導入から始まり、1997年の年金制度改革（『統一的な従業員の年金制度設立に関する決定』）を経過して、失業保険制度（『失業保険』の公布）と1999年の最低生活保護制度（『都市部住民最低生活保障条例』の公布）の成立までとしている。この確立の根拠として社会保障が両者の有機的制度であるとすることから、防貧としての社会保険制度と救貧としての公的扶助制度の成立は、中国社会保障の確立を意味する。つまり、第1段階では、失業保険、公的年金制度、公的扶助（生活保護）制度が成立した。社会保障が社会保険と公的扶助の有機的な結合による生活保障制度であるから、第1段階は社会保障の社会保険と公的扶助制度が確立したことになる。

第2段階は2000年から現在までで、社会保障制度の確立から発展の段階である。発展段階を示す指標の1つとして、社会保障の経済改革からの位置づけの変更が示されている。第1段階までは、社会保障制度が国有企业改革の一環として位置づけられているのに対して、第2段階は、「社会的調和」というスローガン・政策の下貧富の格差是正と体制維持のために社会保障が位置づけられるようになってきている。これは、国有企业化に改革の一環としての社会保障から、社会保障のとしての独自な領域・社会政策として位置づけられてきていることを意味し、第1段階と異なった段階であることを示唆するとされている。2つ目の指標は、社会保障の政策が『条例』で対処されていたのに対して、『第10回全国人民代表大会31回会議』で『社会保険法』が草案として提起され、今後法律の下で社会保障制度が運用されようとしていることから、新しい段階で社会保障が位置づけられているとして

いる点である。このような状況から第1と第2段階で、確立から発展という社会保障制度の質的な役割転換が起こっていると指摘されている。

中国の社会保障の発展を社会保障の基礎理論の視角から位置づける視点は、通説には見られない独自なものであり、それだけに詳細な検討と独自な調査・分析が必要とされる。現段階での谷氏の諸説は、大枠で独自な論点を示し、大きな議論を呼ぶに値する論理と体系性を持っているが、まだ、検討すべき論点や調査が多くある。

(4) 総合的評価

以上の検討から、谷氏の博士論文は、先行研究からの広範囲で丹念な分析・検討から社会保障の基礎理論が形成され、それに基づいた中国社会保障の独自な理論展開と現代の社会保障の諸論点の整理が行われていることが明らかとなった。中国に関する社会保障改革の把握は、審査員から出来るだけ早い段階で、論文として公表すべきであるという助言を得たように、その水準は、博士学位授与に十分に達している。その一方で、今後研究課題として論文の中で詰められるべきであると指摘された主要な点は、中国社会保障の発展の第2段階の精緻化と、社会保障制度の実施に伴って生じた諸問題の検討、及びその解決の提示である。それを行う上で、日本が抱える社会保障の諸問題や、1980年代からのイギリスの社会保障改革をさらに比較検討することが必要である。

II 最終試験の結果と学力の確認

本論文の内容、およびそれに関する科目について、平成21年2月13日午後5時より約1時間にわたり口頭試問を実施し、それらに関する十分な学識と研究能力を有することを確認した。

III 結論

本学論文審査委員会は、提出された博士学位請求論文が、博士の学位を授与されるに値するものであり、論文提出者が、口頭試問を通じて、その専門分野における十分な学識と研究者として自立する能力を有するものであることを確認し、博士（経済学）学位を授与するに的確と判断したので、その結果を平成21年2月27日の本研究科委員会に報告し、承認を得た。

博士学位論文 内容の要旨および審査結果の要旨（甲第6号）2008年度

発行日 2009年6月5日

発行者 大阪経済大学 教学部大学院事務室

発行所 〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8

TEL 06(6328)2431
